

牧之原市 第3次障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

概要版

共にあゆみ
共によりそう
心でつながる
牧之原



平成30年3月
牧之原市

障がい者計画とは…?

1 計画策定の趣旨

国の「障害者基本計画」では、共生社会の実現に向け、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されています。

本市では、平成25年3月に「第2次牧之原市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人を地域で支えあい、自立できるまち」の将来像を目指して、障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図ってきました。

本計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や障がいのある人のニーズに対応するとともに、国の障害者基本計画及び静岡県「ふじのくに障害者プラン」を踏まえ、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のある計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

また、上位計画である「第2次牧之原市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉分野の計画や、教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



計画の対象範囲

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者(児)は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人及び難病患者などです。

また、本計画を推進するためには、全ての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画は障がいのある人をはじめとする全市民を対象とします。



3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度として平成35年度までの6年間を計画期間とします。

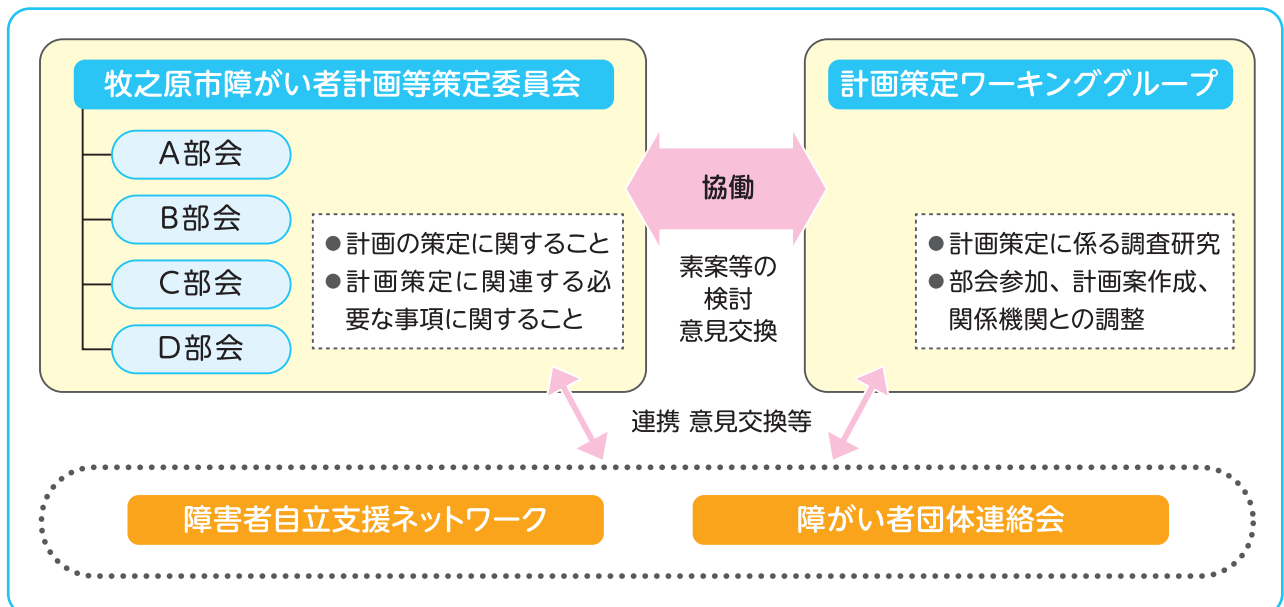
なお、計画期間中は定期的な進捗管理を行い、法律や社会情勢、財政状況などに大きな変化が生じた場合には、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第2次障がい者計画 (平成25～29年度)					第3次障がい者計画 (平成30～35年度)					
		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

計画内容等に当事者・関係者の意見を反映できるよう、障がい者福祉に関するアンケート調査及び、障がい者団体連絡会において意見交換を実施するとともに、障がいのある人の当事者団体や障がい者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募委員、学識経験者などにより構成する「牧之原市障がい者計画等策定委員会」を設置し、協議を行いました。

また、分野ごとに協議を行う部会を置き、市職員と社会福祉協議会職員とで構成された計画策定ワーキンググループとの協働により検討しました。



計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

将来像

みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち

基本理念

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原

思いやりの心を持って相手を理解し、一人ひとりが幸せに、

共にあゆみ、

心を通わせ合い、地域の絆を深め、

共によりそいながら、

温もりのある、人にやさしい、

心でつながる牧之原



障がいのある人もない人も、全ての人が地域社会の中で共に生きる一人の人間として互いに認め合い、支え合い、寄り添いながら、安心して幸せに暮らせる温もりのある社会を目指します。

2 計画の基本方針

- 基本方針① 理解と交流の促進
- 基本方針② 保育・教育・療育の充実
- 基本方針③ 保健・医療・福祉サービスの充実
- 基本方針④ 権利擁護の充実
- 基本方針⑤ 雇用・就労の促進
- 基本方針⑥ 生活環境の整備
- 基本方針⑦ 防災・防犯の体制整備
- 基本方針⑧ 情報・コミュニケーションの充実





3 重点的な取組

「基本方針」の実現に向けて、特に積極的に取り組む必要がある次の5点を、重点的な取組として掲げます。

重点取組① 地域での交流・ふれあいの場の促進

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた場所で安心して生活を送ることができるよう、福祉事業所などと地域や学校との交流を促進するとともに、交流事業の情報発信を行い、参加しやすい環境づくりを推進します。



重点取組② 切れ目ない支援体制の構築

発達支援が必要な子どもが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、保護者が気軽に相談できる相談窓口の整備や支援者の養成、関係機関や地域へつなぐ支援拠点を設置するなど、切れ目のない支援体制を構築します。

また、発達支援が必要な子どもへの地域や学校間での交流の場の充実を図ります。



重点取組③ 地域を含めた相談体制の充実・啓発

身近な相談先である地域の方や区長、民生委員児童委員等と行政・相談支援事業所が互いに顔の見える関係を構築することにより相談支援体制の充実を図り、本人や家族に寄り添った支援を行います。



重点取組④ 障がいのある人と企業との相互理解の促進

障がいのある人と企業とがお互いに障がいの特性と雇用の在り方を理解するよう努め、雇用機会の創出や雇用の定着を促進します。

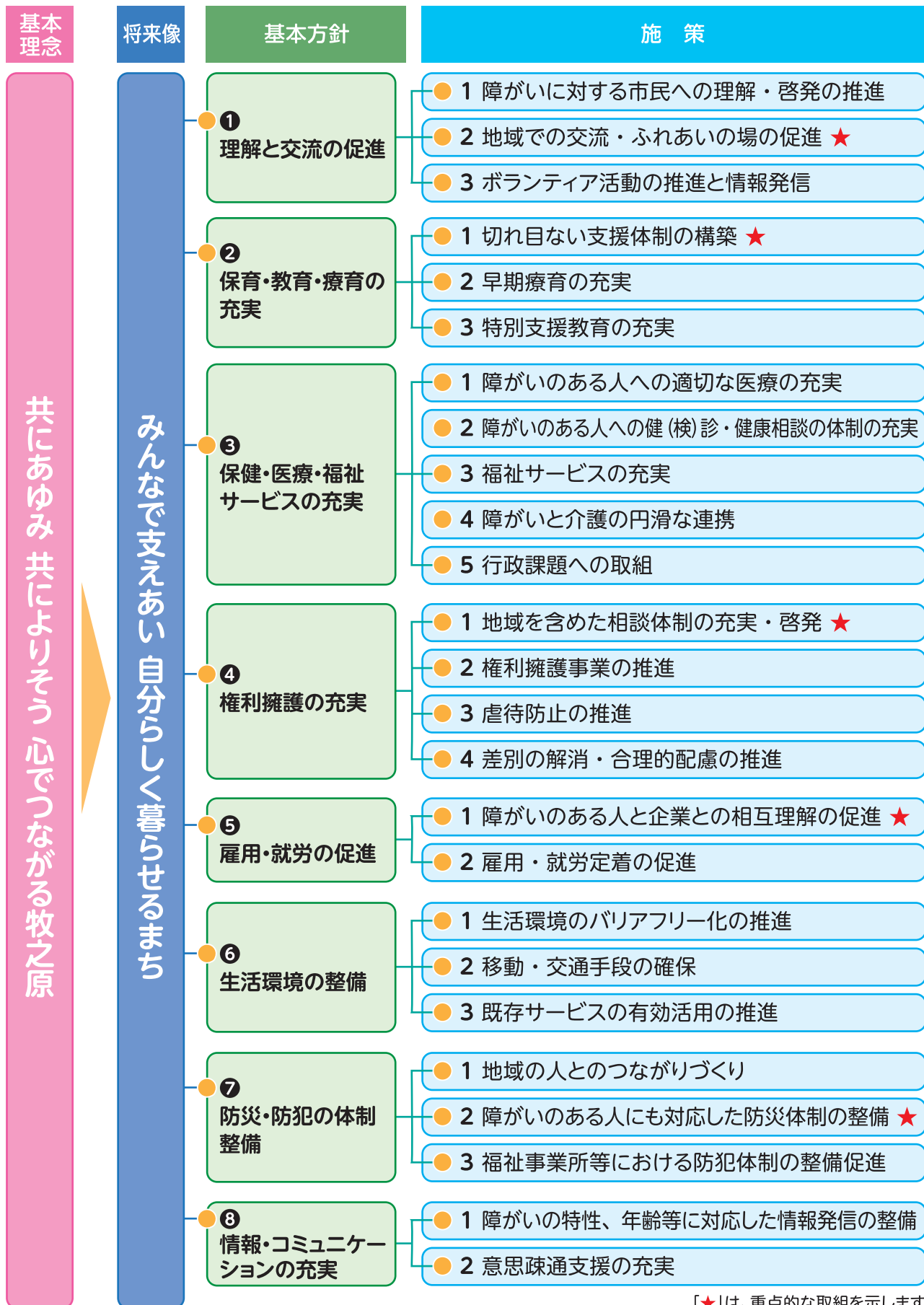
重点取組⑤ 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

障がいのある人自身の防災対策の必要性を周知するとともに、地域の自主防災組織や民生委員児童委員などと協働して、個々の障がいの特性に対応した防災体制の構築を図ります。

また、障がいのある人など災害弱者に配慮した避難所の在り方を検討するとともに、防災・医療・福祉の各分野での連携強化を図ります。



4 施策の体系



「★」は、重点的な取組を示します

基本方針① 理解と交流の促進

市民の誰もが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活を送るために、様々な交流の機会を通じて障がいを身近なものとして感じられるような理解・啓発活動を推進します。

1 障がいに対する市民への理解・啓発の推進

障がいのある人が生活しやすい地域となるよう、障がいのある人の参画の下、障がいに関する理解・啓発活動に取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 「福祉マップ」の周知
 - ◎ 障がいに対する正しい理解の推進
 - ◎ 広報紙・ふくしだよりでの広報の充実
 - ◎ 社会福祉大会の実施
 - ◎ 各世代に向けた福祉教育に関する講座等の検討
 - ◎ 体験学習・福祉体験の充実



2 地域での交流・ふれあいの場の促進【★重点取組①】

障がいのある人の参画による交流の場や、地域の方と共に活動する機会を創出します。

- 〈主な施策〉
- ◎ 地域行事への参加促進
 - ◎ 「ふれあい運動会」への住民の参加促進
 - ◎ 障がい者団体の活動の紹介
 - ◎ 障がい者団体事業への支援
 - ◎ 障がいのある人のスポーツ機会の充実
 - ◎ スポーツ大会への参加促進
 - ◎ 障がい者団体の交流の推進
 - ◎ ピア活動の充実



3 ボランティア活動の推進と情報発信

ボランティア活動の充実を図り、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 身近な支え合い活動の推進
 - ◎ ボランティア講座・活動の場の拡充
 - ◎ 小中高等学校でのボランティア活動の推進
 - ◎ 企業内ボランティアの啓発
 - ◎ ボランティア団体と障がい者団体との連携
 - ◎ スポーツ介助ボランティアの育成



基本方針② 保育・教育・療育の充実

障がいのある子どもたちが、ライフステージに合った適切な支援を受けながら、住み慣れた地域の中で安心して育つことができるよう、保育・教育・療育の充実を図ります。

また、保護者にとって身近で話しやすい相談体制を整え、保護者に寄り添った支援を推進します。

1 切れ目ない支援体制の構築【★重点取組②】

支援等に関する相談窓口を一本化した上で情報を蓄積し、必要に応じて地域や関係機関につながります。

- 〈主な施策〉
- ◎ 切れ目ない支援体制の推進
 - ◎ 相談窓口の充実

2 早期療育の充実

支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を目指します。

- 〈主な施策〉
- ◎ 保育園・幼稚園・こども園における障がいのある子どもの受け入れ促進
 - ◎ 通園相談事業の充実
 - ◎ 療育教室(わかめサークル)の充実
 - ◎ 保育園・幼稚園・こども園における相談体制の充実
 - ◎ 療育相談等の広報と利用の促進
 - ◎ 妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の充実
 - ◎ 保育園・幼稚園・こども園巡回療育相談の充実
 - ◎ 保健所との連携の充実



3 特別支援教育の充実

支援が必要な子どもに対し、コーディネーターを中核に学校内外で連携した支援に取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 人間尊重と心の教育の推進
 - ◎ 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進



基本方針③ 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心した暮らしができるよう、関係機関と連携を図り、地域の医療体制の充実を目指します。

また、一人ひとりが自分らしい生活を送れるよう、障がいの状況やニーズに応じた多様なサービスの充実を図ります。

1 障がいのある人への適切な医療の充実

重度障がいや発達障がいのある人が地域で安心して医療が受けられるよう、各機関に働きかけをします。

- 〈主な施策〉
- ◎ 自立支援医療の実施
 - ◎ 重度障害者(児)医療費助成事業の実施
 - ◎ 精神障害者医療費助成事業の実施
 - ◎ 救急医療体制の充実
 - ◎ 訪問歯科支援の実施
 - ◎ 精神科デイケアの情報提供



2 障がいのある人への健(検)診・健康相談の体制の充実

障がいのある人が健(検)診や健康相談を利用しやすい体制を整えます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 生活習慣病予防のための健(検)診及び生活改善指導の充実
 - ◎ 食生活等に関する啓発
 - ◎ 健康づくりリーダーの育成・活動支援
 - ◎ 健康相談事業の充実

3 福祉サービスの充実

医療的ケアが必要な方の日中活動の場の充実や、近年増加している支援が必要な外国人を含め、全ての方にとって分かりやすい制度の周知に努めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 訪問看護ステーションの活用
 - ◎ 医療的ケアを支援する基盤の確保
 - ◎ 法改正及び新たなサービス等の円滑な導入
 - ◎ 障がいに関する制度の周知
 - ◎ 作業所自主製品の販路拡大
 - ◎ 物品調達の推進
 - ◎ 緊急通報システムの導入促進
 - ◎ 障害者自立支援給付事業の実施及び適正化
 - ◎ 地域生活支援事業の実施及び適正化

4 障がいと介護の円滑な連携

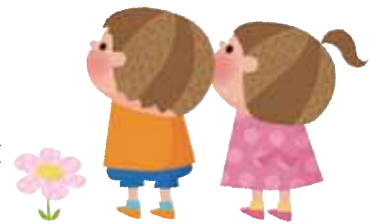
障がい福祉サービスから介護サービスへの移行がスムーズに進むよう、各機関と連携を図ります。

- 〈主な施策〉
- ◎ 高齢者福祉部門と障がい者福祉部門の連携
 - ◎ 介護保険制度への円滑な移行

5 行政課題への取組

国、県等の施策に伴う新たな課題について、関係機関と連携して取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ◎ 地域生活支援拠点等の整備
 - ◎ 児童発達支援センターの設置
 - ◎ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ◎ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ◎ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ◎ 指定管理施設における公共施設マネジメントの推進



基本方針4 権利擁護の充実

障がいのある人の権利を擁護するとともに、障がいのある人自身による自己選択や意思決定ができる支援や重層的な相談支援体制の構築を図ります。

また、虐待の未然防止や差別の解消に関する啓発活動を推進します。

1 地域を含めた相談体制の充実・啓発【★重点取組③】

地域を含めた相談支援体制の充実を図り、本人や家族に寄り添った支援を行います。

- 〈主な施策〉
- ◎ 相談及び生活支援の充実
 - ◎ 相談体制の周知
 - ◎ 家庭児童相談室の周知と業務の充実
 - ◎ 要保護児童等対策地域協議会の充実
 - ◎ 保健所と連携した総合相談等の充実
 - ◎ 相談支援体制の充実
 - ◎ ピアの育成
 - ◎ 障害者自立支援ネットワークの充実



2 権利擁護事業の推進

親亡き後も安心して生活が送ることができるよう、権利擁護事業（成年後見制度や日常生活自立支援事業）の普及、啓発活動を行います。

- 〈主な施策〉
- ◎ 権利擁護事業の周知と利用促進
 - ◎ 権利擁護体制の充実

3 虐待防止の推進

障がいのある人の虐待防止に関する体制の構築や啓発活動を行います。

- 〈主な施策〉
- ◎ 虐待防止に関する周知、啓発
 - ◎ 虐待発生時の体制整備の充実

4 差別の解消・合理的配慮の推進

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報、啓発活動とともに、行政等において合理的配慮の提供に努めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 差別解消法の啓発や相談窓口の周知
 - ◎ 差別解消支援地域協議会の充実
 - ◎ 市役所における合理的配慮の提供の充実



基本方針⑤ 雇用・就労の促進

障がいのある人が安心して働き、自分らしい生活が送れるよう、企業と関係機関とが連携し、相互理解と雇用・就労を促進します。

1 障がいのある人と企業との相互理解の促進【★重点取組④】

障がいのある人と企業とがお互いに理解を深め、雇用・就労しやすい環境づくりに取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 雇用及び啓発パンフレットの配布
 - ◎ 障がいのある人と企業との相互理解の促進
 - ◎ 産業雇用支援ネットワーク会議
 - ◎ 民間企業への委託事業の啓発



2 雇用・就労定着の促進

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、就労に関する支援体制の充実を図ります。

- 〈主な施策〉
- ◎ 就労定着に向けた支援体制の充実
 - ◎ 一般就労への移行促進
 - ◎ 市内企業現地見学会



基本方針⑥ 生活環境の整備

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動手段の確保に努めるとともに、公共施設、道路のバリアフリー化など、安全面に配慮した環境整備を推進します。

1 生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人の生活のしづらさを解消し、暮らしやすい環境を整備します。

- 〈主な施策〉
- ◎ 教育施設の整備
 - ◎ 公的施設の整備促進
 - ◎ 公園施設の整備検討
 - ◎ バリアフリーのための道路の整備
 - ◎ 公営住宅の生活弱者（障がいのある人・高齢者）向け整備検討
 - ◎ 宅地建物取引業協会との連携



2 移動・交通手段の確保

障がいのある人が安心して外出することができる環境を整備します。

- 〈主な施策〉
- ◎ デマンド型乗合タクシー等の運行

3 既存サービスの有効活用の推進

既存のサービスが有効に活用されるよう、周知に取り組みます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 民間住宅業者へのバリアフリー化の啓発
 - ◎ 障がいのある人への住宅施策の促進
 - ◎ 住宅改修費給付事業の実施



基本方針⑦ 防災・防犯の体制整備

災害時における避難や避難生活を地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進めるとともに、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防災意識の高揚と防犯体制の整備を図ります。

1 地域の人とのつながりづくり

日頃からの人と人とのつながりで災害時に支え合える地域づくりを進めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 障がいのある人への防災知識の普及
 - ◎ 障がいのある人の防災訓練への参加促進
 - ◎ 地域・福祉関連機関・行政機関の連携



2 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【★重点取組⑤】

障がいの種別や状態、特性などに対応した防災体制の整備を進めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 災害時要援護者避難支援計画への理解促進
 - ◎ 災害時要援護者避難支援計画の見直し
 - ◎ 避難所への障がいのある人に必要な資機材の整備
 - ◎ 医療行為を必要とする障がいのある人への支援
 - ◎ 災害時の企業による支援・協力体制の確立
 - ◎ 災害ボランティアコーディネーターの育成
 - ◎ 災害時のボランティア支援体制の確立
 - ◎ 緊急時の2次的避難場所（福祉避難所）の確保
 - ◎ 緊急時の2次的避難場所（福祉避難所）設置・運営マニュアルの作成



3 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

防犯意識を高めるとともに、福祉事業所等における防犯体制の整備を進めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 障がいのある人への防犯知識の普及
 - ◎ 消費者としての障がいのある人の保護の推進



基本方針⑧ 情報・コミュニケーションの充実

障がいのある人の暮らしと社会参加を支援するため、障がいの特性などに応じた情報の発信体制の整備に努めます。

また、意思疎通支援が必要な人への情報伝達手段の多様化を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

1 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

誰もが行政サービスや生活に関わる情報を得られるよう、障がい特性、年齢等に配慮した情報提供の整備を進めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 災害情報配信サービス等の利用促進
 - ◎ ファックス110番・119番・NET119の利用促進
 - ◎ アクセシビリティの向上推進
 - ◎ 行政手続き等のオンライン化の推進
 - ◎ 情報の提供と受信の充実



2 意思疎通支援の充実

手話、要約筆記、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の意思疎通支援を広めます。

- 〈主な施策〉
- ◎ 意思疎通支援に関わる人材の養成
 - ◎ 意思疎通支援の啓発

計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

関係機関・団体、障がいのある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」において定期的に市の取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

2 関係機関・団体との連携

専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、一般市民等と相互に連携を図るとともに、当事者と行政が連携して各種障がい者施策を推進していく体制づくりに努めます。



3 計画を推進するための各々の役割



(1) 市民の役割

- ★災害時の安否確認や緊急時の通報ができるよう、普段から障がいのある人と交流を深めましょう。
- ★ノーマライゼーションの理念のもと、障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めましょう。
- ★障がいのある人自身は、自主的、主体的に自治会等の行事や避難訓練等の地域での活動に参加するなど、積極的に社会参加をしましょう。

(2) 自治会の役割

- ★日常生活の中での声かけや見守り、行事の中で交流を深め、災害時の安否確認や避難支援等を行える体制を構築しましょう。

(3) 関係機関・団体の役割 (民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO等)

- ★障がいのある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、声かけや見守り、相談・情報提供、交流などの取組を行いましょ。
- ★行政と連携し、市民や学校、地域団体等に対する啓発を行いましょ。
- ★会員同士の交流等を充実させましょ。



(4) サービス事業者の役割

- ★サービスの量的・質的向上を図りましょ。
- ★障がいのある人の自己選択や自己決定が図られるサービス提供を行いましょ。
- ★サービス情報の提供や事業所自己評価などの実施と結果の公表を行いましょ。

(5) 企業・事業所の役割

- ★障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めましょ。
- ★障がいのある人の雇用を積極的に推進するとともに、障がい福祉サービス事業所への業務発注を行いましょ。
- ★従業員のボランティア活動への参加の奨励や、地域社会への貢献活動などを推進ましょ。





みんなで
支えあい
自分らしく
暮らせるまち



発行：平成30年3月
編集：牧之原市 健康福祉部 社会福祉課
〒421-0422 静岡県牧之原市静波1024番地3
TEL:0548-23-0072 FAX:0548-23-0099
E-Mail: fukushi@city.makinohara.shizuoka.jp